2026 年 10 月

東京海上ミレア少額短期保険株式会社

地震保険料控除について

所得税法上の「保険料控除」の対象となる保険商品は、生命保険および所得税法第 77 条に規定する「地震保険」に限られており、弊社商品の「地震災害費用保険金」は、これに該当いたしません。

弊社では、「保険料控除」の対象となる商品は取り扱っておらず、「地震保険料控除証明書」は発行いたしておりませんので、ご理解たまわりますようお願い申し上げます。

以　上